

## 滋賀県鉄軌道関連施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、鉄軌道関連施設の円滑な整備を図るため、市町が実施する鉄軌道関連施設の整備促進に係る費用について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象事業は、次の各号に掲げる事業とし、補助対象経費、補助率および補助額の限度額は別表のとおりとする。

- (1) 駅自由通路の整備
- (2) 無人駅（駅員が配置されていない駅）の利便性向上施設の整備
- (3) 地平駅（無人駅を除く駅）の利便性向上施設の整備
- (4) バリアフリー化設備の整備
- (5) 特に知事が必要と認めた事業

(交付申請および添付書類)

第3条 補助金の交付を受けようとする場合は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
  - (2) 歳入歳出予算書抄本（様式第2号）
  - (3) その他知事が必要と認めた書類
- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない間接補助事業者に係る部分については、この限りでない。

(事業の変更)

第4条 規則第6条による補助金の交付決定通知を受けた場合であって、補助事業の計画を変更もしくは中止し、または廃止しようとするときは、知事の承認を得なければならない。

- 2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ、交付決定の内容を変更し、または条件を付けることができる。

(実績報告)

第5条 補助事業が完了したときは、事業が完了した日から1箇月以内に規則第12条に規定する補助事業実績報告書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(様式第3号)
- (2) 歳入歳出決算書(様式第4号)
- (3) その他知事が必要と認めた書類

2 第3条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(関係書類の備え付け)

第6条 事業に関する帳簿および書類を当該事業の完了した日の属する年度の翌年度から5箇年間保存しなければならない。

(標準処理期間)

第7条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第8条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む)には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の交付に際して付すべき条件)

第9条 補助事業者は、間接補助事業者に間接補助金を交付するときは、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 第3条第2項、第5条第2項および第8条に規定するところに準ずること

(電子情報処理組織による申請等)

第10条 補助事業者は、第3条の規定に基づく交付の申請、第4条の規定に基づく計画変更の申請、第5条の規定に基づく実績報告または第8条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等

に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

付 則

この要綱は、平成 2 年 10 月 22 日から施行する。

この要綱は、平成 5 年 8 月 5 日から施行する。

この要綱は、平成 8 年 10 月 17 日から施行する。

この要綱は、平成 9 年 6 月 2 日から施行する。

この要綱は、平成 12 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 13 年 7 月 1 日から施行し、平成 13 年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成 14 年 1 月 11 日から施行し、平成 13 年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、別表に掲げる(1)の事業で前年度から継続して実施している事業については、なお従前の規定による。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助金の限度額
(1) 駅自由通路の整備	単独事業 駅自由通路に係る経費 ・工事費	1 / 4 以内	
	国庫補助事業 駅自由通路に係る社会資本整備総合交付金事業対象経費 ・工事費 ・設計管理費	10% 以内	
(2) 無人駅（駅員が配置されていない駅）の利便性向上施設の整備	無人駅利便性向上施設に係る経費 ・工事費	1 / 4 以内	新築・改築の場合 12,500千円 改修の場合 5,000千円
(3) 地平駅（無人駅を除く駅）の利便性向上施設の整備	地平駅利便性向上施設に係る経費 ・工事費	1 / 4 以内	25,000千円
(4) バリアフリー化設備の整備			
① 駅自由通路に設置するエスカレーターの整備	単独事業 駅自由通路に設置するエスカレーターの整備に係る経費 ・本体工事費 ・関連付帯整備費	1 / 2 以内	ただし、一の段差解消を図るために①および②の整備を併せて行う場合、一方の補助率は左記の1 / 2 とする また、既に一方が整備済みの場合も左記の1 / 2 とする
	国庫補助事業 駅自由通路に設置するエスカレーターの整備に係る社会資本整備総合交付金事業対象経費 ・本体工事費 ・関連付帯整備費 ・設計管理費	対象事業費の20%の範囲内でかつ市町の負担額以内	
			補助対象施設 1基について 50,000千円

② 駅自由通路に設置するエレベーターの整備	<p>単独事業 駅自由通路に設置するエレベーター（滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例（平成6年滋賀県条例第42号）に定める整備基準を満たす構造の旅客用エレベーター）の整備に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本体工事費</li> <li>・ 関連付帯整備費</li> </ul>	1 / 2 以内		補助対象施設 1基について 50,000千円
	<p>国庫補助事業 駅自由通路に設置するエレベーター（滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例（平成6年滋賀県条例第42号）に定める整備基準を満たす構造の旅客用エレベーター）の整備に係る社会資本整備総合交付金事業対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本体工事費</li> <li>・ 関連付帯整備費</li> <li>・ 設計管理費</li> </ul>	対象事業費の20%の範囲内でかつ市町の負担額以内		補助対象施設 1基について 50,000千円
③ 駅自由通路に設置する障害者対応型トイレの整備	<p>国庫補助事業 駅自由通路に設置する障害者対応型トイレの整備に係る社会資本整備総合交付金事業対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本体工事費</li> <li>・ 関連付帯整備費</li> <li>・ 設計管理費</li> </ul>	対象事業費の20%の範囲内でかつ市町の負担額以内		
④ 駅施設に設置するエスカレーターの整備	<p>単独事業 鉄道事業者が駅施設に設置するエスカレーターの整備に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本体工事費</li> <li>・ 関連付帯整備費</li> </ul>	対象事業費の1 / 3の範囲内でかつ市町が補助等に要する経費の1 / 2 以内	ただし、一の段差解消を図るために④および⑤の整備を併せて行う場合、一方の補助率は左記の1 / 2とする また、既に一方が整備済みの場合も左記の1 / 2とする	補助対象施設 1基について 50,000千円
	<p>国庫補助事業 鉄道事業者が駅施設に設置するエスカレーターの整備に係る国庫補助事業対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本体工事費</li> <li>・ 関連付帯整備費</li> <li>・ 補償費</li> <li>・ 設計管理費</li> </ul>	対象事業費の1 / 6の範囲内でかつ市町が補助等に要する経費の1 / 2 以内		

⑤ 駅施設に設置するエレベーターの整備	<p>単独事業          鉄道事業者が駅施設に設置するエレベーター（滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例(平成6年滋賀県条例第42号)に定める整備基準を満たす構造の旅客用エレベーター)の整備に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本体工事費</li> <li>・ 関連付帯整備費</li> </ul>	<p>対象事業費の1/3の範囲内でかつ市町が補助等に要する経費の1/2以内</p>		<p>補助対象施設          1基について          50,000千円</p>
	<p>国庫補助事業          鉄道事業者が駅施設に設置するエレベーター（滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例(平成6年滋賀県条例第42号)に定める整備基準を満たす構造の旅客用エレベーター)の整備に係る国庫補助事業対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本体工事費</li> <li>・ 関連付帯整備費</li> <li>・ 補償費</li> <li>・ 設計管理費</li> </ul>	<p>対象事業費の1/6の範囲内でかつ市町が補助等に要する経費の1/2以内</p>		
⑥ 駅施設に設置する障害者対応型トイレの整備	<p>国庫補助事業          鉄道事業者が駅施設に設置する障害者対応型トイレの整備に係る国庫補助事業対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本体工事費</li> <li>・ 関連付帯整備費</li> <li>・ 補償費</li> <li>・ 設計管理費</li> </ul>	<p>対象事業費の1/6の範囲内でかつ市町が補助等に要する経費の1/2以内</p>		
⑦ 駅施設に設置するスロープ等の整備	<p>単独事業          鉄道事業者が駅施設に設置するスロープ等の整備に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本体工事費</li> <li>・ 関連付帯整備費</li> </ul>	<p>対象事業費の1/3の範囲内でかつ市町が補助等に要する経費の1/2以内</p>		
	<p>国庫補助事業          鉄道事業者が駅施設に設置するスロープ等の整備に係る国庫補助事業対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本体工事費</li> <li>・ 関連付帯整備費</li> <li>・ 補償費</li> <li>・ 設計管理費</li> </ul>	<p>対象事業費の1/6の範囲内でかつ市町が補助等に要する経費の1/2以内</p>		

様式第1号（第3条関係）

事業計画書

1 事業の目的

2 事業内容

項 目	概 要

3 事業完了予定年月日

様式第2号（第3条関係）

歳入歳出予算書

1 歳入の部

区 分	予 算 額	備 考
合 計		

2 歳出の部

区 分	予 算 額	備 考
合 計		



様式第3号（第5条関係）

事業実績報告書

1 事業の目的

2 事業の成果

項 目	概 要

3 事業完了年月日

様式第4号（第5条関係）

歳入歳出決算書

1 歳入の部

区 分	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
合 計				

2 歳出の部

区 分	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
合 計				

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）

滋賀県知事

（報告者）補助事業者

住 所

氏 名

（法人にあつては名称および代表者の職名・氏名）

（自治体にあつては市（町）長の氏名）

発行責任者・担当者

氏 名

（法人にあつては発行責任者および担当者の氏名）

（自治体にあつては担当者の氏名）

連絡先電話番号

### 消費税等仕入れ控除税額報告書

年 月 日付け滋交第 号で交付決定通知があつた滋賀県鉄軌道関連施設整備費補助金について、滋賀県鉄軌道関連施設整備費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

### 記

1. 年 月 日付け滋交第 号による補助金の額の確定通知額	金	円
2. 実績報告時に減額した消費税等仕入れ控除税額	金	円
3. 消費税等の申告により確定した消費税等仕入れ控除税額	金	円
4. 補助金返還相当額（3－2）	金	円